資料6

復興のステージが高まり、被災地から様々な要望がなされてい ることを踏まえ、復興交付金の運用の柔軟化により復興を加速化。

# I. 基幹事業の採択対象拡大

被災地の今後のまちづくりにとっての新たな課題に対応するため、基幹 事業の採択の範囲を拡大。

- 津波復興拠点における施設整備 (公益施設、防災拠点施設等)
- 防集跡地の利用方策(公園整備、漁業集落の嵩上げ等)
- 将来を見据えた農業・水産業関連機械・施設整備(トラクター等)  $\bigcirc$ 観光・交流施設整備(自治会館等)

# Ⅱ. 効果促進事業等の対象拡大

被災地の自主性に基づき、基幹事業との関連性を有する様々なニーズに対応。 観光・なりわいの再生に向けた事業(砂浜の再生調査、整備等)

- 災害復旧で対応できないニーズへの対応(私立幼稚園用地整備等)
- 新たなまちづくりに伴うニーズへの対応 (駅前駐輪場整備等)

## Ⅲ. 効果促進事業等の見直し

効果促進事業等について以下の見直しを行う。

- 事業実施主体に関する運用の弾力化 県は市町村の、市町村は県の基幹事業に関連し、効果促進事業等を 実施可能とする。
  - 市町村の区画整理事業に関連して県が効果促進事業として被災した学校の
  - **⇒** 仮設グラウンド整備が可能 |・県の農地圃場整備に関連して市町村が効果促進事業としてPR事業実施が可能
- 一括配分の見直し **(2**) 復興まちづくりの根幹をなす事業に関連し、効果促進事業等の予算 の一定割合を先渡しする一括配分について以下の見直しを実施。
  - 1) 県への一括配分の創設
    - → ・市町村の防災集団移転に関連して県は住民合意形成のための調査支援等が可能
  - 2) ポジティブリストの廃止
  - ⇒ · 内訳書の提出による市町村等の自由な事業実施を確保

## Ⅳ. 他の支援制度による対応の調整

復興交付金で対応できない事業についてはその他の支援制度の活用を 検討・調整(社会資本整備総合交付金、取崩し型復興基金等)。

# 復興交付金の運用の柔軟化について

復興交付金により、これまで生業の再建や住まいの確保に必要な事業を中心に対応してきたが、復興のステージが高まり、被災地から様々な要望がなされていることを踏まえ、これに幅広く対応するとともに、効果促進事業等の見直しを行うことにより、運用の柔軟化を図る。

## I. 基幹事業の採択対象拡大

40の基幹事業については、これまで、防集、区画整理、災害 公営住宅等整備、農業・水産業の基幹施設を中心に配分。これ により、まちづくりの基盤整備が進みつつあることを踏まえ、今後 のまちづくりにとっての新たな課題が出されている。こうした新た な課題に対応し、復興を加速化させるため、基幹事業の採択の範囲 を新たに拡大し、以下のような事業にも対応。

# ○ 津波復興拠点における施設整備

- ➤ 公益施設(地域交流センター)
- ➢ 防災拠点施設(津波避難デッキ、防災センター)
- > その他便益施設(駐車場、広場)

## ○ 防集跡地の利用方策

- ➤ 津波防災緑地、公園整備
- ➤ 漁業集落の嵩上げ

## ○ 将来を見据えた農業・水産業関連機械・施設整備

- ⇒ 将来の営農再開に対応する農業用機械(トラクター、コンバイン等)導入
- ➤ 水産業の関連施設(大規模な共同排水処理施設)整備

## ○ 観光・交流施設整備

- ➤ 自治会館
- ▶ キャンプ場復旧整備

## Ⅱ. 効果促進事業等の対象拡大

効果促進事業等についても、復興のステージが高まってきたことを踏まえ、被災地から基幹事業との関連性を有する様々なニーズが出されていることから、ネガティブリストに該当しないものには基本的に対応するとの方針の下、以下のような要望に柔軟に対応。

# ○ 観光・にぎわいの再生に向けた事業

- ➤ 砂浜の再生調査、整備
- ➤ 水族館の水槽整備

## ○ 災害復旧で対応できないニーズへの対応

- 私立幼稚園用地整備
- ➤ 不登校の児童生徒を対象とした適応指導教室の復旧整備

## ○ 新たなまちづくりに伴うニーズへの対応

- ➤ 区画整理区域内の通信施設の既設管路の移設補償
- ➤ 盛土材の仮置場支援
- ➤ 仮設ポンプ設置(内水排除対策)支援
- > 駅前駐輪場整備
- ➤ 災害公営住宅周辺の憩いの場整備
- ➤ 震災遺構保存に向けた調査(※)
- 一定の利用見込みのある商業・産業用地の嵩上げ(※)
- ➤ 埋蔵文化財収蔵庫整備(※)
- (※) 過去に一部配分実績のあるもの

# Ⅲ. 効果促進事業等の見直し

効果促進事業等について、①使途の自由度の向上、②県への 一括配分の創設に係る要望がなされていることを踏まえ、以下 のとおり見直しを行う。

#### 1)事業実施主体に関する運用の弾力化

効果促進事業等は、基幹事業と同一の主体が実施するとの運用を弾力化し、県は市町村の、市町村は県の基幹事業に関連し、 効果促進事業等を実施することを可能とする。

例) 市町村の区画整理事業に関連して県が効果促進事業として被災した学校の仮設 グラウンドの整備が可能

県の農地圃場整備に関連して市町村が効果促進事業としてPR事業実施が可能 ※効果促進事業等の上限(基幹事業合計の35%)は、効果促進事業を実施する主体 の枠内で実施。

## 2)一括配分の見直し

現在、復興まちづくりの根幹をなす5事業(漁業集落防災機能強化事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業)には幅広い関連事業が存在することから、交付手続を簡素化するため、事業実施主体である市町村に対して、効果促進事業等の予算の一定割合を先渡し(一括配分)。これについて以下の点を見直す。

# <u>i )県への一括配分の創設</u>

県においても市町村が行う5事業と関連するまちづくり支援の実施を可能とするため、県への一括配分を創設(3県の要望を踏まえ、125億円を配分)。

例 市町村の防災集団移転に関連して県は一括配分で住民合意形成のための調査支援が可能

# <u>ii )ポジティブリストの廃止</u>

一括配分した効果促進事業等により実施可能な対象事業を限 定列挙したポジティブリストを廃止。内訳書を提出することで、 自治体の判断による幅広い事業実施を可能とする。

- ロ/ロ トーシン ドロトにめ め福力♥゚ず 染みがらど ドトにこす も ※例示として位置付けたうえで、引き続きポジティブリストは作成。
  - ※担当省庁からの回答を受けて事業を実施したいとの要望を踏まえ、提出された内訳 書に対し、速やかに修正の有無を回答。
- ※事業費1億円を超えるもの、効果促進事業のネガティブリストに該当する可能性のあるもの等は一括配分の対象とはせず、従来通り、個別事業ごとに申請・配分。
- ※一括配分の対象基幹事業の追加等については、これまで配分した約1,170億円のうち、使途が決まっているものは約90億円にとどまっており、今後の使用状況等を踏まえて検討。

#### Ⅳ. 他の支援制度による対応の調整

被災地からの要望の中には復興交付金では対応困難な事業であっても、

- 取崩し型復興基金
- · 社会資本整備総合交付金
- · 全国防災事業(学校耐震化等)

等、他の被災地向け制度により対応すべきものも多く含まれていると考えられることから、復興のための施策を進めるに当たっては、復興交付金だけでなく、こうした支援制度の活用について検討・調整を行う。